

V. 特記事項

1. 令和3年度及び4年度の新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応

令和2年(2020年)3月24日に文部科学省より出された「令和2年度における大学等の授業の開始等について(通知)」に基づき、教室での授業開始を当初の4月8日(水)から4月20日(月)に延期することとし、学生及び教職員にメール、ユニバーサルパスポート、ホームページ等で周知した。

さらに、文部科学省より5月15日に出された「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について」等に基づいて、多様なメディアを高度に利用して行う授業(遠隔授業)の実施等を通じて、学内や地域における感染拡大の防止と学生の学修機会の確保の両立に取り組んでいく必要が生じた。

本学では、すでにITC教育や遠隔授業に対応できるよう、全学生に対し新入時に個人のパソコンを購入するよう義務付け、学内ネットワーク及び機器の整備と充実を図ってきた。

このため、遠隔授業への対応ができるよう学則の一部を改正し、5月中はMoodleの本学システムである「学びの泉」、入学前教育からキャリア教育までをサポートする「ひがドリ」及び昨年度から進めてきたGoogle Classroomの3システムを主として使用した遠隔授業を実施することになった。

対面授業開始後も、一部の科目において遠隔授業を実施して実習あるいは実験のように対面授業が必須の授業時間を確保し、予定していた前期期間を1週間延長し、お盆休暇期間までに収まり、かつ単位の認定、卒業認定、資格取得等ができるよう十分配慮した時間割、教室の運用等を行った。

遠隔授業の実施に当たっては、情報教育推進委員会が、教員に対して上記のシステムの説明会マニュアルを作成し、非常勤の教員を含めた講習会をFD講習会として対面授業休講期間に複数回実施し、教員へのサポート体制を整えましたが、学生への事前周知が十分ではなかったこと、学生の実家庭でのネットワーク環境が不十分であること、帰国中の留学生の一部で利用できないサービスがあること、学生から各教員への連絡方法が不徹底であることなどの問題が見受けられた。このため、後期開始前に、再度遠隔授業に関する講習会を実施した。

後期は、対面授業を主として開始したが、12月に入り、大阪府において感染者数が増加したため、再度緊急事態宣言が出される前の12月3日から対面授業を中止し、遠隔授業に切り替えた。

冬期休暇の明け1月6日には、対面授業を再開し、実習・実験を中心に補講期間を確保して予定していた成績評価期限を1週間ほど延長することで、後期の時間数を確保した。

教職課程、保育士、栄養士、介護福祉士等の資格に係るの校外実習については、文部科学省、厚生労働省をはじめとする関係機関の指導・通知等のもとに、その実施期間を短縮するあるいは代替措置が行えるよう受け入れ施設との調整を行った。

令和3年度も引き続き、遠隔授業、遠隔授業と対面授業のハイブリッド、主として対面授業の3つの形態を行うことで、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を行った。

前期の対面授業開始後及び後期は、三密回避の考え方を取り入れ、なるべく広い教室に間隔をあけた座席配置が行えるような時間割、教室の運用等を行った。

また、教職課程、保育士等の資格に係るの校外実習については、文部科学省、厚生労働省をはじめとする関係機関の指導・通知等のもとに、その実施期間を短縮するあるいは代替措置が行えるよう受け入れ施設との調整を行った。

以上のような対策を講じることで、授業に必要な時間数を確保し、資格取得に影響がないようにすることで、コロナ渦にあっても学修の質の保証の低下を防ぐことができた。

令和4年度後期からは、通常の対面授業を行っている。